

第三十八号議案

令和元年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

令和元年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）別表に定める単位費用は、令和元年度分限り、同表一の部三の款一の項中「九、五四二円」とあるのは「九、九四三円」と、同表二の部七の款一の項中「一四一、六五九、八〇〇円」とあるのは「一六八、八七一、四五九円」と、同表二の項中「一五三、八六九、七一七円」とあるのは「一八二、六九一、七五六円」と、同表三の項中「四、七九四円」とあるのは「五、九七八円」と、「三、〇七六円」とあるのは「三、八二一円」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和元年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整について、再算定を行う必要がある。